

**「とくしま『デジ活』農山漁村（むら）」お試しモデル設置業務
公募型プロポーザル募集要項**

徳島県では、「とくしま『デジ活』農山漁村（むら）」お試しモデル設置業務」（以下「本業務」という。）の企画提案を募集します。

1 企画提案を募集する事業の内容等

（１）事業の内容

別添の仕様書の記載のとおり

（２）企画提案の期間

当初の委託契約締結日から令和 10 年 3 月 24 日までを限度とする期間

なお、当初の計画目標に照らして進捗が十分ではなく成果達成が見込めない場合や、計画全体の成果達成への寄与が不明確な項目等については、委託の実施期間の途中であっても計画全体又は一部を中断していただく場合がある。

（３）委託契約

委託契約は年度毎の単年度契約とする。年度毎に事業実績報告書を提出することとする。

（４）見積限度額

金 15,000,000 円／年（消費税及び地方消費税含む。）

2 企画提案の参加要件

以下の（１）から（８）までの全ての要件を満たす者であること。また、事業実施のために必要な場合は、共同体で参加することも可能とする。

なお、共同体で参加する場合にあっては、少なくとも 1 者が（１）を満たし、かつ全ての構成員が（２）から（８）までの全ての要件を満たす者であること。

- （１）徳島県内に本社、本店又は活動拠点を置いている※１地方公共団体等が出資する法人※２、農業者の組織する団体※３、又は地域協議会※４であること。

※１ 「活動拠点を置いている」とは

プロポーザルの参加申込書の提出時点で、徳島県内に設置された自社の本社、支店、営業所等の事務所にて、実体的かつ継続的な事業活動が行われていることを指す。

※２ 地方公共団体等が出資する法人とは

地方公共団体等が出資する法人については、地方公共団体、農業協同組合及び農業協同組合連合会のうち、整備する情報通信施設の活用に係る目的及び内容に適した者が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる法人であるものとする。

※３ 農業者の組織する団体とは

主たる構成員又は出資者に、実施する事業の受益者である農業者が 3 名以上含まれており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる団体であるものとする。なお、当該団体のうち法人格のないものについては、代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあり、かつ、特定の構成員の加入又は脱退と関係なく、一体として経済活動を行う単位となっているものに限る。

※ 4 地域協議会とは

都道府県又は市町村を構成員に含み、次に掲げる事項を規約等に定めているものであるものとする。

ア 目的

イ 構成員、事務局並びに代表者及び代表権の範囲

ウ 意思決定方法

エ 解散した場合の地位の承継者

オ 事務処理及び会計処理の方法

カ 会計監査及び事務監査の方法

キ その他運営に関して必要な事項

(2) 県税及び国税の未納がないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。

ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。

(6) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。

(7) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とした法人、公序良俗に反する等適当でないと認められる者ではないこと。

(8) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者でないこと。

3 委託料の支払い

委託料の支払いは、各年度の事業完了後とする。ただし、受託者の要求により、必要があると認められる金額においては各年度の委託事業費の 8 割を限度に概算払をすることができる。

4 スケジュール

令和 8 年 7 月 29 日（水）	公募開始
令和 8 年 8 月 12 日（水）午後 5 時まで	参加申込書の提出締切
令和 8 年 8 月 31 日（月）午後 5 時まで	企画提案書の提出締切
令和 8 年 9 月中旬	審査委員会の開催
令和 8 年 9 月下旬	審査結果通知
令和 8 年度委託契約日～令和 9 年 3 月	令和 8 年度事業実施
令和 9 年 3 月 24 日（水）まで	令和 8 年度事業実績報告書
令和 9 年度委託契約日～令和 10 年 3 月	令和 9 年度事業実施
令和 10 年 3 月 24 日（金）まで	令和 9 年度事業実績報告書

5 企画提案への参加及び応募方法

(1) 企画提案への参加について

次の書類を作成し、提出すること。

- ア 企画提案参加申込書（様式第1号）
- イ 共同体構成員届出書（様式第2号）（共同体で参加する場合）
- ウ 共同体協定書（様式第3号）（共同体で参加する場合）
- エ 共同体委任状（様式第4号）（共同体で参加する場合）

なお、「企画提案参加申込書」の提出後に辞退する場合は、「企画提案辞退届」（様式第5号）を提出すること。

(2) 企画提案書の提出について

次の書類を作成し、提出すること。

- ア 企画提案書（様式第6号）A4版、ページ数は問わない。
- イ 委託業務に係る経費の見積書（参考様式）
- ウ 統括責任者・運営管理体制（様式第7号）
- エ 法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

個人事業主の場合は開業届の写し

その他団体においては定款、規約等の規定

- オ 直近の事業年度における事業報告書、貸借対照表及び損益計算書またはこれに類するもの
- カ 参考資料（企画提案内容を補足する資料）

(3) 提出期限

- ア 参加申込み 令和8年8月12日（水） 午後5時必着
- イ 企画提案書 令和8年8月31日（月） 午後5時必着

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）又は電子メールによること。

- ア 持参又は郵送の場合

提出部数は、7部とすること。

企画提案書は両面印刷とし、カラーを使用する場合は7部ともカラーとすること。

- イ 電子メールにより提出する場合

電子メールの件名は「プロポーザル企画提案書（事業者名）」とし、添付ファイルの形式はpdf形式とすること。電子メールの送信後、10に掲げる提出先まで、送信・受付確認の電話をすること。

なお、本県のメール受信容量に限りがあるため、容量が大きい場合は徳島県オンラインストレージサービスの利用を推奨する。徳島県オンラインストレージサービスを利用する場合は、事前に送受信テストをするので提出期限の前日までに申し出ること。

(5) 提出先

10に掲げる場所

(6) その他

- ア 企画提案は、1提案者につき1提案に限るものとする。（複数の提案は不可）
- イ 参加申込みに要する費用は、応募者の負担とする。
- ウ 提出された書類は、返却しない。
- エ 企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。
- オ 企画提案に応募した事業所名等は公表する場合がある。

- カ 人件費等経費の積算に当たっては、地域の水準等を踏まえ適正な価格で積算すること。
- キ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合には、失格とする。
- ク 事業で得た財産及び成果物等に係る権利は、徳島県に帰属するものとする。

6 契約先候補者の選定

(1) 選定方法

提出された企画提案書等を当該業務委託に係る選定委員会において、提案者による企画提案のプレゼンテーションを実施した上で、審査委員が提案内容を総合的に審査し、評価が最も高かった提案者を契約先候補者として選定する。

なお、プレゼンテーション実施日は、追って連絡する。

(2) 提案者が1者であった場合の取り扱い

提案者が1者であった場合は、その企画提案書等を選定委員会において評価した上で、採否を決定する。

(3) 審査基準

次の項目に基づき総合的に評価する。

審査項目	審査の観点
目標等	目標は、現状の経営や地域特性を踏まえて設定されており、ICT機器の導入による効果が定量的に示されているか。
取組内容	今後の農業政策推進上、重要と考えられる取組内容又は課題等を解決・実現するための取組内容となっているか。
実施体制	実施体制は適切か。
普及	事業で得られた成果の普及を見据えた提案となっているか。

(4) 審査結果の通知

- ア すべての提出者へ文書により通知する。ただし、審査の経緯については公表しない。
- イ 選定結果に対する異議申し立ては受理しない。

7 契約の相手方の決定方法

業務の実施に際しては、提案内容をそのまま実施するものではなく、契約先候補者と県が業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて当該年度の見積書を徴収し、それらを精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

なお、契約先候補者が、業務履行に必要な能力を有しない場合や、委託料を超過することが企画提案競争後に発覚する等、実施に係る協議が整わない場合は、総合点が2番目に高かった者と改めて協議を行う。以下同様の方法により、総合点が3番目に高かった者までが契約の相手方となる可能性をもつものとする。

8 質疑応答

(1) 質問の受付期間

令和8年7月29日（水）から同年8月5日（水）の午前9時から午後5時まで
（土・日・祝日を除く）

(2) 質問の提出方法

様式第8号により、ファクシミリ、電子メールいずれかの方法で提出すること。
なお、送信後は電話にて着信の確認を行うこと。

(3) 質問の内容

原則として、当該事業に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案書提出状況や見積額に関する内容等は受け付けない。

(4) 質問に対する回答

質問者に対してファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により回答する。

9 その他

(1) 無効となるプロポーザル

- ア 5の(1)・(2)に定める提出書類がないもの
- イ 指定する提出期限を超えて提出(到達)したもの
- ウ 企画提案書に提案と関係ない事項の内容が記載されているもの
- エ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの
- オ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの
- カ 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至ったもの
- キ 談合その他不正行為が行われたと認められるもの

(2) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用しないこと。また、成果品及び業務履行過程で得られた記録を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡しないこと。ただし、委託者の許可を得た場合はこの限りでない。

(3) 令和9年度の契約に当たっては、当該年度の徳島県一般会計予算が成立した後に契約締結を行う。また、予算額に変動が生じた場合は、契約内容や委託料を変更することがある。この場合において、受託者に生じた損害等について、県は一切の責任を負わないものとする。

10 問い合わせ先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県農林水産部農山漁村振興課 農村整備計画担当

電 話 088-621-2452

ファクシミリ 088-621-2859

E-mail nousangyosonshinkouka@pref.tokushima.lg.jp